岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

## 岩手県規則第40号

岩手県知事部局行政組織規則の一部を改正する規則

改正前	改正後
(部局等)	(部局等)
第5条 部局等は、次のとおりである。	第5条 部局等は、次のとおりである。
(1) <u>総合政策室</u>	(1) 総合政策部
(2)~(8) [略]	(2)~(8) [略]
(総合政策室の分課及びその分掌事務)	(総合政策部の分課及びその分掌事務)
第6条 <u>総合政策室</u> に次の課を置く。	第6条 総合政策部に次の課を置く。
(1) [略]	(1) [略]
	(2) 秘書課
(2) [略]	(3) [略]
(3) [略]	(4) [略]
<u>(4)</u> [略]	<u>(5)</u> [略]
	(6) 国体推進課
2 政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 政策推進課の分掌事務は、次のとおりとする。
[略]	[略]
調整担当及び管理担当の分掌事務	調整担当及び管理担当の分掌事務
(1) 総合政策室の総括に関すること。	(1) <u>部</u> の総括に関すること。
(2) 総合政策室内各課及び監の連絡に関すること。	(2) <u>部内各課</u> 及び監の連絡に関すること。
(3) 総合政策室内他課の主管に属しないこと。	(3) <u>部内他課</u> の主管に属しないこと。
[略]	[略]
管理担当の分掌事務	管理担当の分掌事務
(1) 総合政策室内の事務管理、人事、予算、経理及び物品	(1) <u>部内</u> の事務管理、人事、予算、経理及び物品の管理に
の管理に関すること。	関すること。
(2) 総合政策室内のいわてマネジメントシステム(以下「	(2) <u>部内</u> の行政品質の向上に関すること。
IMS」という。)の推進その他行政品質の向上に関する	
こと。	
[略]	[略]
	3 秘書課の分掌事務は、次のとおりとする。
	(1) 皇室に関すること。
	(2) 庁中の儀式に関すること。
	(3) 知事及び副知事の秘書用務に関すること。
	(4) 庁議に関すること。
3 経営評価課の分掌事務は、次のとおりとする。	4 経営評価課の分掌事務は、次のとおりとする。
行み収益担果の八畳車数	たまな2.00mm かり寄する

行政経営担当の分掌事務

(1)~(4) [略]

行政経営担当の分掌事務

(1)~(4) [略]

### 行政品質向上担当の分掌事務

(1) IMSの推進その他行政品質向上の総括に関すること

0

[略]

<u>4</u> [略]

<u>5</u> [略]

6 次の事務を処理するため、<u>総合政策室</u>に政策調査担当<u>、秘</u> 書担当及び国体担当を置く。

政策調査担当の分掌事務

(1) [略]

#### 秘書担当の分掌事務

- (1) 皇室に関すること。
- (2) 庁中の儀式に関すること。
- (3) 知事及び副知事の秘書用務に関すること。
- (4) 庁議に関すること。

#### 国体担当の分掌事務

(1) 国民体育大会の開催準備に関すること。

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 地域振興部に次の室及び課を置く。

- (1)・(2) 「略]
- (3) NPO・国際課
- (4)・(5) [略]
- 2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) 広域振興局等に関すること(他部の主管に属するものを除く。)。
- (3) (4) [略]

[略]

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 部内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。

(5) 行政品質向上の総括に関すること。

[略]

5 [略]

<u>6</u> [略]

7 国体推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

#### 総務担当の分掌事務

(1) 第71回国民体育大会(以下「国体」という。)の開催 準備に関すること。

### 施設担当の分掌事務

- (1) 国体の競技施設に関すること。
- (2) 国体の競技運営に関すること。
- <u>8</u> 次の事務を処理するため、<u>総合政策部</u>に政策調査担当を置く。

政策調査担当の分掌事務

(1) [略]

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 地域振興部に次の室及び課を置く。

- (1)・(2) 「略]
- (3) NPO・文化国際課
- (4)・(5) [略]
- 2 地域企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

企画担当及び管理担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) 広域振興局等に関すること(<u>権限移譲・振興局再編担</u> 当及び他部の主管に属するものを除く。)。
- (3) (4) [略]

[略]

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 部内の行政品質の向上に関すること。

[略]

権限移譲推進担当の分掌事務

(1) 「略]

3 [略]

- 4 NPO・国際課の分掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 社会貢献活動の促進の総括に関すること。
  - (2) 特定非営利活動法人に関すること。
  - (3) 文化振興に関すること。
  - (4) 生活文化に関すること。
  - (5) 国際交流及び国際協力に関すること(他課等の主管に 属するものを除く。)。
  - (6) 一般旅券の発給に関すること。
  - (7) いわて県民情報交流センターの運営に関すること。
  - (8) いわて県民活動交流センターの管理に関すること。
  - (9) 社会貢献活動支援審議会に関すること。

5・6 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。 [略]

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 部内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。

[略]

3 [略]

[略]

権限移譲・振興局再編担当の分掌事務

- (1) 「略]
- (2) 広域振興局等の再編に関すること。
- 3 [略]
- 4 NPO・文化国際課の分掌事務は、次のとおりとする。

NPO担当の分掌事務

- (1) 社会貢献活動の促進の総括に関すること。
- (2) 特定非営利活動法人に関すること。
- (3) いわて県民情報交流センターの管理に関すること。
- (4) NPO活動交流センターの運営に関すること。
- (5) 社会貢献活動支援審議会に関すること。

文化振興担当の分掌事務

- (1) 文化芸術振興に関すること (他課等の主管に属するものを除く。)。
- (2) 生活文化に関すること。
- (3) 国際交流及び国際協力に関すること(他課等の主管に属するものを除く。)。
- (4) 国際交流センターの運営に関すること。
- (5) 一般旅券の発給に関すること。
- 5・6 [略]

(環境生活部の分課及びその分掌事務)

第8条 [略]

2 環境生活企画室の分掌事務は、次のとおりとする。 [略]

管理担当の分掌事務

- (1)・(2) [略]
- (3) 部内の行政品質の向上に関すること。

[略]

3 [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

廃棄物対策担当の分掌事務

(1) • (2) 「略]

資源循環担当の分掌事務

 $(1)\sim(5)$  [略]

廃棄物モデル施設担当の分掌事務

(1) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

5~8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 「略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

管理担当の分掌事務

- (1) (2) [略]
- (3) <u>岩手県立社会福祉研修所、</u>いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩手県立視聴覚障害者情報センター、ふれあいランド岩手及びいわて子どもの森の管理に関すること(企画担当及び他課等の主管に属するものを除く。)。
- (4) [略]
- (5) 部内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。
- 3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。 「略]

国保担当の分掌事務

- $(1)\sim(7)$  [略]
- (8) 国民健康保険審査会に関すること。
- (9) 老人医療に関すること。
- 4 保健衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

(1)~(8) 「略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

(12) [略]

4 資源循環推進課の分掌事務は、次のとおりとする。

廃棄物対策担当の分掌事務

- (1) (2) 「略]
- (3) 公共関与による廃棄物処理施設に関すること。

資源循環担当の分掌事務

 $(1)\sim(5)$  [略]

5~8 [略]

(保健福祉部の分課及びその分掌事務)

第9条 「略]

2 保健福祉企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

- (1) (2) [略]
- (3) いわてリハビリテーションセンター、岩手県立松山荘 、岩手県立福祉の里センター、岩手県立療育センター、岩 手県立視聴覚障害者情報センター、ふれあいランド岩手及 びいわて子どもの森の管理に関すること(企画担当及び他 課等の主管に属するものを除く。)。
- (4) [略]
- (5) 部内の行政品質の向上に関すること。

#### 公的医療改革担当の分掌事務

- (1) 公立病院改革に関すること。
- 3 医療国保課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

国保担当の分掌事務

- $(1)\sim(7)$  [略]
- (8) 国民健康保険審査会<u>及び後期高齢者医療審査会</u>に関すること。
- (9) 後期高齢者医療に関すること。
- 4 保健衛生課の分掌事務は、次のとおりとする。

健康予防担当の分掌事務

- $(1)\sim(8)$  [略]
- (9) 肝炎に関すること。
- (10) [略]
- (11) [略]
- (12) [略]
- (13) [略]

(13) [略]

(14) [略]

(15) 感染症審査協議会に関すること。

「略]

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

「略

指導生保担当の分掌事務

 $(1)\sim(7)$  [略]

6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1) • (2) [略]

(3) 老人保健に関すること(他課等の主管に属するものを

<u>除く。)。</u>

「略]

7・8 [略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

管理担当の分掌事務

(1) • (2) [略]

(3) シンガポール事務所、先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び職業能力開発校に関すること。

(4) 「略]

<u>(5)</u> 部内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。

#### 計量担当の分掌事務

- (1) 特定計量器の定期検査及び検定、車輌等装置用計量器 の装置検査並びに基準器検査に関すること。
- (2) 計量検定に係る報告の徴収、立入検査等に関すること

0

- (3) 適正な計量の実施に関すること。
- 3~8 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

(14) [略]

(15) [略]

(16) 感染症診査協議会に関すること。

「略]

5 地域福祉課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

指導生保担当の分掌事務

 $(1)\sim(7)$  「略]

- (8) ひとにやさしいまちづくり推進協議会に関すること。
- 6 長寿社会課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

高齢福祉担当の分掌事務

(1) • (2) [略]

「略]

7・8 「略]

(商工労働観光部の分課及びその分掌事務)

第10条 [略]

2 商工企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

- (1) (2) [略]
- (3) 先端科学技術研究センター、産業技術短期大学校及び 職業能力開発校に関すること。
- (4) 「略]
- (5) 特定計量器の定期検査及び検定、車輌等装置用計量器 の装置検査並びに基準器検査に関すること。
- (6) 計量検定に係る報告の徴収、立入検査等に関すること

0

- (7) 適正な計量の実施に関すること。
- (8) 部内の行政品質の向上に関すること。

3~8 [略]

(農林水産部の分課及びその分掌事務)

第11条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)~(14) 「略]

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

管理担当の分掌事務

 $(1)\sim(3)$  [略]

(4) 部内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。

### 競馬組合経営改善担当の分掌事務

(1) 岩手県競馬組合の経営改善支援対策に関すること。

3~9 「略〕

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

畜政担当の分掌事務

 $(1)\sim(6)$  [略]

(7) 岩手県競馬組合に関すること(<u>農林水産企画室</u>の主管に属するものを除く。)。

[略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

林業担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 強い林業・木材産業づくり交付金事業に関すること。

[略]

12 [略]

13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

県有林担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

林業公社担当の分掌事務

(1) 県有林事業及び林業公社の経営改善に関すること。

14・15 [略]

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

第11条 農林水産部に次の室及び課を置く。

(1)~(14) [略]

(15) 競馬改革推進室

2 農林水産企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

管理担当の分掌事務

 $(1)\sim(3)$  [略]

(4) 部内の行政品質の向上に関すること。

3~9 「略]

10 畜産課の分掌事務は、次のとおりとする。

畜政担当の分掌事務

 $(1)\sim(6)$  [略]

(7) 岩手県競馬組合に関すること(<u>競馬改革推進室</u>の主管 に属するものを除く。)。

[略]

11 林業振興課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

林業担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 森林・林業・木材産業づくり交付金事業に関すること

0

[略]

12 [略]

13 森林保全課の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

県有林担当の分掌事務

(1) 「略]

(2) 県有林事業の経営改善に関すること。

(3) [略]

14・15 [略]

16 競馬改革推進室の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 岩手県競馬組合の改革推進の支援に関すること。

(県土整備部の分課及びその分掌事務)

第12条 [略]

2 県土整備企画室の分掌事務は、次のとおりとする。

[略]

管理担当の分掌事務

 $(1)\sim(4)$  [略]

(5) 部内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。

(6)~(13) [略]

3~12 [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 [略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

 $(1)\sim(6)$  [略]

(7) 部内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。

(8) • (9) [略]

法務私学担当の分掌事務

(1)~(16) [略]

(17) 私立学校審議会に関すること。

[略]

3 [略]

4 予算調製課の分掌事務は、次のとおりとする。

財政改革担当の分掌事務

(1) [略]

<u>(2)</u> [略]

(3) [略]

<u>(4)</u> [略]

(5) [略]

予算担当の分掌事務

(1) [略]

(2) 県議会に関すること。

(3) [略]

5~9 [略]

(分掌事務)

第16条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) 「略]

(3) 局内の<u>IMSの推進その他</u>行政品質の向上に関すること。

 $(4)\sim(9)$  [略]

指導審査担当の分掌事務

(1)~(8) [略]

管理担当の分掌事務

 $(1)\sim(4)$  [略]

(5) 部内の行政品質の向上に関すること。

(6)~(13) [略]

3~12 [略]

(総務部の分課等及びその分掌事務)

第13条 「略]

2 総務室の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

 $(1)\sim(6)$  [略]

(7) 部内の行政品質の向上に関すること。

(8) • (9) [略]

法務私学担当の分掌事務

(1)~(16) 「略]

(17) <u>公益認定等審議会及び</u>私立学校審議会に関すること。[略]

3 [略]

4 予算調製課の分掌事務は、次のとおりとする。

調査担当の分掌事務

(1) 県議会に関すること。

<u>(2)</u> [略]

<u>(3)</u> [略]

<u>(4)</u> [略]

<u>(5)</u> [略]

(6) [略]

予算担当の分掌事務

(1) [略]

(2) [略]

5~9 [略]

(分掌事務)

第16条 出納局の分掌事務は、次のとおりとする。

管理担当の分掌事務

(1)・(2) 「略]

(3) 局内の行政品質の向上に関すること。

(4)~(9) [略]

指導審査担当の分掌事務

(1)~(8) [略]

出納担当の分掌事務

(1)~(13) [略]

(14) 国の歳入の徴収に関すること。

(保健福祉環境部)

第20条の13 [略]

2 次の表の左欄に掲げる保健福祉環境センター<u>及び支所</u>を同 表の右欄に掲げる総合支局の保健福祉環境部に置き、その位 置及び所管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げ るとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野保健	[略]		
福祉環境			
センター			
大東支所	一関市	一関市のうち平成17年	一関総合支局
		9月19日における東磐	
		井郡の区域 東磐井郡	

3 保健福祉環境センター及び支所の分掌事務は、別に定める

С

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
岩手県盛岡保健所	盛岡市	盛岡市 八幡平市 岩手郡
		紫波郡
[略]		

第42条 「略]

2 [略]

第43条 次の表の左欄に掲げる支所又は出張所を同表の右欄に 掲げる保健所に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置 の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名	称	位	置	所管区域	保健所
遠野	遠野支所 [略]				
大東	支所	<u>一</u> 関	市	一関市のうち平成17年	岩手県一関保健所
				9月19日における東磐	

(9) 国の歳入の徴収に関すること。

出納担当の分掌事務

(1)~(13) [略]

(保健福祉環境部)

第20条の13 [略]

2 次の表の左欄に掲げる保健福祉環境センターを同表の右欄 に掲げる総合支局の保健福祉環境部に置き、その位置及び所 管区域は、同表の位置の欄及び所管区域の欄に掲げるとおり とする。

名 称	位 置	所管区域	総合支局
遠野保健	[略]		
福祉環境			
センター			

3 保健福祉環境センターの分掌事務は、別に定める。

(保健所)

第41条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりである。

名 称	位 置	所管区域
岩手県県央保健所	盛岡市	八幡平市 岩手郡 紫波郡
[略]		

第42条 「略]

2 [略]

3 岩手県県央保健所は、所管区域における第1項各号に掲げる事務のほか、盛岡市の区域における同項各号に掲げる事務のうち、法令又は条例の規定により盛岡市又は盛岡市の長その他の機関が処理し、又は管理し、及び執行することとされている事務以外の事務を処理するものとする。

第43条 次の表の左欄に掲げる支所又は出張所を同表の右欄に 掲げる保健所に置き、その位置及び所管区域は、同表の位置 の欄及び所管区域の欄に掲げるとおりとする。

名 称	位 置	所管区域	保健所
遠野支所	遠野支所 [略]		

		井郡の区域	東磐井郡	
岩泉出張	[略]			
所				

(シンガポール事務所)

第56条 次の事務を処理するため、岩手県シンガポール事務所を置く。

- (1) 東アジアにおける関係機関との連絡に関すること。
- (2) 産業事情の紹介に関すること。
- (3) 企業誘致及び産業開発に関する調査及び情報の収集並びにその促進に関すること。
- (4) 商品及び商取引に関する調査、紹介及びあっせんに関すること。
- (5) 観光の紹介及び宣伝に関すること。
- (6) 県産品見本の展示に関すること。
- 2 岩手県シンガポール事務所の位置は、シンガポール共和国 とする。

第57条及び第58条 削除

(農業改良普及センター)

- 第76条 農業改良普及センターの所掌事務は、次のとおりとする。
  - (1) 改良普及員が事務を行うことにより得られた知見の集約に関すること。
  - (2) 改良普及員の行う農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。

(3)~(5) [略]

2~4 「略]

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
岩手県パスポートセンター	NPO・国際課
NPO活動交流センター	
国際交流センター	
[略]	

(職)

第94条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を 置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

岩泉出張	[略]		
所			

第56条から第58条まで 削除

(農業改良普及センター)

第76条 農業改良普及センターの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) <u>農業普及員</u>が事務を行うことにより得られた知見の集 約に関すること。
- (2) <u>農業普及員</u>の行う農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動に関すること。

 $(3)\sim(5)$  [略]

 $2 \sim 4$  「略]

第92条 前2章に定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる機関を同表の右欄に掲げる本庁の室、課又は所及び広域振興局、総合支局又は地方振興局の部並びに広域振興局等以外の出先機関の部等(以下この条において「室課等」という。)に置き、その分掌事務を処理する。

名 称	室課等
[略]	
岩手県パスポートセンター	NPO・文化国際課
NPO活動交流センター	
国際交流センター	
[略]	

(職)

第94条 次の表の左欄の区分に応じ、同表の中欄に掲げる職を 置き、その職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	区分	職	職務
本庁	部局等	職 部長 総合政策室長	職務 上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、部局等 又は出納局の事務を掌理する。
	出納局	局長	
	総合政策	[略]	
	<u>室</u>	政策調査監	[略]
		秘書担当課長	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、第6条 第6項秘書担当の分掌事務 を掌理する。
		国体担当課長	上司の命を受け、部下の 職員を指揮監督し、第6条 第6項国体担当の分掌事務 を掌理する。
	農林水産	農政担当技監、農	上司の命を受け、農政、
	部	村整備担当技監、 林務担当技監及び 水産担当技監	農村整備、林務、水産、道 路都市又は河川港湾の事務 を掌理するとともに、部長
	県土整備 部	[略]	に事故があるとき、又は部 長が欠けたときは、あらか じめ定める順位により、そ の職務を代理する。

	区 分	職	職務
本	部局等	部長	上司の命を受け、部下の
庁			職員を指揮監督し、部局等
			の事務を掌理する。
		副部長	部長を補佐し、上司の命
			を受け、部の事務を整理し
			、及び部の事務で特に命ぜ
			られた事項を掌理するとと
			もに、部長に事故があると
			き、又は部長が欠けたとき
			は、あらかじめ定める順位
			により、その職務を代理す
			<u>る。</u>
	出納局	局長	上司の命を受け、部下の
			職員を指揮監督し、出納局
			の事務を掌理する。
	総合政策	[略]	
	<u>部</u>	政策調査監	[略]
	環境生活	環境担当技監	
	<u>部</u>		
	保健福祉	公的医療改革担当	
	<u>部</u>	<u>技監</u>	
	農林水産	農政担当技監、農	上司の命を受け <u>、環境、</u>
	部	村整備担当技監、	公的医療改革、農政、農村
		林務担当技監及び	整備、林務、水産、道路都
		水産担当技監	市又は河川港湾の事務を掌
	県土整備	[略]	理するとともに、部長に事
	部		故があるとき、又は部長が
			欠けたときは、あらかじめ
			定める順位により、その職
			務を代理する。

	企画室及	室長	上司の命を受け、部下の	]   [			
	び総務室		職員を指揮監督し、室の事				
			務を掌理するとともに、部				
			長に事故があるとき、又は				
			部長が欠けたときは、あら				
			かじめ定める順位により、				
			その職務を代理する。				
	室	[略]		-	室	[略]	
	地域企画	[略]			地域企画	[略]	
	室				室		
					競馬改革	競馬改革推進監	上司の命を受け、部下の
					推進室		職員を指揮監督し、室の事
							務を掌理するとともに、室
							長に事故があるとき、又は
							室長が欠けたときは、その
							職務を代理する。
	総合防災	[略]			総合防災	[略]	
	室				室		
	[略]				[略]		
	総合政策	主査	上司の命を受け、部下の		総合政策	主査	上司の命を受け、部下の
	<u>室</u> 並びに		職員を指揮監督し、総合政		<u>部</u> 並びに		職員を指揮監督し、総合政
	室、課及		<u>策室</u> 若しくは室、課若しく		室、課及		<u>策部</u> 若しくは室、課若しく
	び所並び		は所又は出納局の特定事務		び所並び		は所又は出納局の特定事務
	に出納局		を処理する。		に出納局		を処理する。
広	[略]			広	[略]		
域	[略]		上司の命を受け、部下の	域	[略]		上司の命を受け、部下の
振	課	[略]	職員を指揮監督し、室、課	振	課	[略]	職員を指揮監督し、室、誤
興	<u>支所</u>	支所長	、 <u>支所</u> 又は所の事務を掌理	興			、出張所又は所の事務を掌
局	岩手出張	[略]	する。	局	岩手出張	[略]	理する。
`	所			\	所		
総	[略]			総	[略]		
合	工業技術	[略]		合	工業技術	[略]	
支	集積支援			支	集積支援		
局	センター			局	センター		
及	、岩手出			及	、岩手出		
び	張所 <u>、</u> ダ			び	張所 <u>及び</u>		
地	ム建設事			地	ダム建設		
方	務所 <u>及び</u>			方	事務所		
振	ダム管理			振			
興	事務所			興			

局	[略]		
	[略]		
保	[略]		
健	岩手県盛	[略]	
福	岡保健所		
祉	及び岩手		
部	県奥州保		
に	健所		
属	保健所(	[略]	
す	<u>岩手県盛</u>		
る	岡保健所		
出	及び岩手		
先	県奥州保		
機	健所を除		
関	⟨∘⟩		
	[略]		
商	シンガポ	<u>所長</u>	上司の命を受け、部下の
エ	<u>ール事務</u>		職員を指揮監督し、所の事
労	<u>所</u>		務を掌理する。
働		副所長	所長を補佐し、所長に事
観			故があるとき、又は所長が
光			欠けたときは、あらかじめ
部			定める順位により、その職
に			務を代理する。
属	先端科学	[略]	
す	技術研究		
る	センター		
出	[略]		
先			
機			
関			
農	[略]	-	
林	農業研究	[略]	
水	センター	[略]	[略]
産		研究室長	
部			
に			
属			
す	畜産研究	畜産研究所長及び	[略]
る	所及び県	県北農業研究所長	

局	[略]		
	[略]		
保	[略]		
健	岩手県県	[略]	
福	央保健所		
祉	及び岩手		
部	県奥州保		
に	健所		
属	保健所(	[略]	
す	<u>岩手県県</u>		
る	<u>央保健所</u>		
出	及び岩手		
先	県奥州保		
機	健所を除		
関	⟨。)		
	[略]		
商			
エ			
労			
働			
観			
光			
部			
に			
属	先端科学	[略]	
す	技術研究		
る	センター		
出	[略]		
先			
機			
関			
農	[略]		
林	農業研究	[略]	
水	センター	[略]	[略]
産		研究室長	
部		プロジェクト推進	上司の命を受け、所の事
に		<u>室長</u>	務で特に命ぜられた事務を
属			処理する。
す	畜産研究	畜産研究所長及び	[略]
る	所及び県	県北農業研究所長	
	-	-	

ı		1	1 1	1	İ	ĺ
北農業研	畜産研究所次長及	<u>畜産研究所長又は県北農</u>	出	北農業研		
先 究所	び県北農業研究所	業研究所長を補佐し、畜産	先	究所		
幾	<u>次長</u>	研究所長若しくは県北農業	機			
Į.		研究所長に事故があるとき	関			
		、又は畜産研究所長若しく				
		は県北農業研究所長が欠け				
		たときは、その職務を代理				
		<u>する。</u>				
	[略]	[略]			[略]	[略]
	研究室長				研究室長	
				畜産研究	<u>次長</u>	畜産研究所長を補
				<u>所</u>		畜産研究所長に事故
						とき、又は畜産研究
						欠けたときは、あら
						定める順位により、
						務を代理する。
				県北農業	<u>次長</u>	県北農業研究所長
				研究所		し、県北農業研究所
						故があるとき、又は
						業研究所長が欠けた
						、その職務を代理で
林業技術	[略]			林業技術	[略]	
センター	副所長	所長を補佐し、所長に事		センター	副所長	所長を補佐し、所
		故があるとき、又は所長が				故があるとき、又に
		欠けたときは、その職務を				欠けたときは <u>、あら</u>
		代理する。				定める順位により、
						務を代理する。
	[略]				[略]	
[略]				[略]	1	
内水面水	所長	[略]		内水面水	所長	[略]
	部長	上司の命を受け、部下の		産技術セ		
産技術セ		職員を指揮監督し、所の事		ンター		
産技術センター						
産技術センター		務を処理する。			1	
ンター		務を処理する。		「略]		
ンター [略]		務を処理する。		[略]		
ンター [略]	「略7	務を処理する。	**	 [略]	「略」	
ンター [略] [略] 総 東京事務	[略]		総	[略] 東京事務	[略]	「服名」
ンター [略] [略] ※ 東京事務 所	[略] 部長代理	務を処理する。	務	[略] 東京事務 所	[略] 副部長	[略]
ンター [略] [略] 総 東京事務				東京事務所		[略]

す		
る		
出		
先		
機		
関		

2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同 2 前項に規定する職のほか、次の表の左欄の区分に応じ、同 表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、そ の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	区 分	職	職務
本	総合政策室並	特命参事	上司の命を受け、部下の職員
庁	びに室、課及		を指揮監督し、 <u>総合政策室</u> 若し
	び所並びに出		くは室、課若しくは所又は出納
	納局		局の事務で特に命ぜられた事務
			を掌理する。
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員
			を指揮監督し、 <u>総合政策室</u> 若し
			くは室、課若しくは所又は出納
			局の事務で特に命ぜられた事務
			を掌理するとともに、室長、総
			括課長、所長若しくは出納局長
			に事故があるとき、又は室長、
			総括課長、所長若しくは出納局
			長が欠けたときは、あらかじめ
			定める順位により、その職務を
			代理する。
	総合政策室並	主任主査	上司の命を受け、部下の職員
	びに室、課及		を指揮監督し、 <u>総合政策室</u> 若し
	び所並びに出		くは室、課若しくは所又は出納
	納局		局の特定事務を処理するととも
			に、その事務を総括整理する。
		主任	[略]
	総合政策室	<u>室付</u>	上司の命を受け <u>、総合政策室</u>
	部	[略]	、部、局、室、課又は所の特定
L	[略]		事務を処理する。
広	部	[略]	
域	支所	支所長補佐	支所長を補佐し、支所長に事
振			<u>故があるとき、又は支所長が欠</u>
興			けたときは、その職務を代理す
局			<u>る。</u>

す			1
る			
出			
先			
機			
関			

表の中欄に掲げる職を組織の必要に応じて置くものとし、そ の職務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

	区 分	職	職務
本	総合政策部並	特命参事	上司の命を受け、部下の職員
庁	びに室、課及		を指揮監督し、 <u>総合政策部</u> 若し
	び所並びに出		くは室、課若しくは所又は出納
	納局		局の事務で特に命ぜられた事務
			を掌理する。
		特命課長	上司の命を受け、部下の職員
			を指揮監督し、 <u>総合政策部</u> 若し
			くは室、課若しくは所又は出納
			局の事務で特に命ぜられた事務
			を掌理するとともに、室長、総
			括課長、所長若しくは出納局長
			に事故があるとき、又は室長、
			総括課長、所長若しくは出納局
			長が欠けたときは、あらかじめ
			定める順位により、その職務を
			代理する。
		主任主査	上司の命を受け、部下の職員
			を指揮監督し、総合政策部若し
			くは室、課若しくは所又は出納
			局の特定事務を処理するととも
			に、その事務を総括整理する。
		主任	[略]
			上司の命を受け、部、局、室
	部	[略]	、課又は所の特定事務を処理す
	[略]		る。
広	部	[略]	
域			
振			
興			
局			

,	部、工業技術	[略]
総	集積支援セン	
合	ター、林務事	
支	務所及び土木	
局	事務所事	
及	[略]	
び		
地		
方		
振		
興		
局		
	[略]	

織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に 掲げるとおりとする。

職	職務
[略]	
主幹	上司の命を受け、総合政策室若しくは本庁の
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関
	の重要事項についての調査、企画及び立案に参
	画する。
技術主幹	上司の命を受け、総合政策室若しくは本庁の
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関
	の技術に関する重要事項についての調査、企画
	及び立案に参画する。
副主幹	上司の命を受け、総合政策室若しくは本庁の
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関
	の特定事項についての調査、企画及び立案に参
	画する。
技術副主幹	上司の命を受け、総合政策室若しくは本庁の
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関
	の技術に関する特定事項についての調査、企画
	及び立案に参画する

11、第21条関係)

広域振興局等	部 等	課
盛岡地方振興局	[略]	
	保健福祉環境部	
	保健福祉室	[略]

,	部、工業技術	[略]
総	集積支援セン	
合	ター、林務事	
支	務所及び土木	
局	事務所	
及	[略]	
び		
地		
方		
振		
興		
局		
	[略]	

3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組 3 前2項に規定する職のほか、次の表の左欄に掲げる職を組 織の必要に応じて置くものとし、その職務は、同表の右欄に 掲げるとおりとする。

職	職務			
[略]				
主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の			
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関			
	の重要事項についての調査、企画及び立案に参			
	画する			
技術主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の			
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関			
	の技術に関する重要事項についての調査、企画			
	及び立案に参画する。			
副主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の			
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関			
	の特定事項についての調査、企画及び立案に参			
	画する。			
技術副主幹	上司の命を受け、 <u>総合政策部</u> 若しくは本庁の			
	室、課若しくは所若しくは出納局又は出先機関			
	の技術に関する特定事項についての調査、企画			
	及び立案に参画する。			

別表第1 広域振興局等の部等及び課(第20条の2、第20条の 別表第1 広域振興局等の部等及び課(第20条の2、第20条の 11、第21条関係)

広域振興局等	部等	課
盛岡地方振興局	[略]	
	保健福祉環境部	
	保健福祉室	[略]

		医薬予防課
		[略]
		健康福祉課
		児童家庭課
		障害保健課
	環境衛生室	衛生課
		環境課
	[略]	
県南広域振興局	[略]	
[略]		
北上総合支局	[略]	
	保健福祉環境部	[略]
		環境課
		保健衛生課
	[略]	
一関総合支局	[略]	
	保健福祉環境部	[略]
	大東支所	
	[略]	
[略]		
[略]		
宮古地方振興局	[略]	
[略]		
岩泉土木事務		[略]
所		道路都市課
		[略]
[略]		

### 別表第2

1 広域振興局経営企画部及び総務部、総合支局地域支援部 並びに地方振興局企画総務部の分掌事務(第20条の3、第 20条の9、第20条の12、第22条関係)

	分掌する部				
分掌事務	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	備考
[略]					
7 局内の <u>IMS</u>		[略]			
の推進その他行					

1	1 1	
		医療介護課
		[略]
		健康推進課
		児童障害福祉課
		環境衛生課
	[略]	
県南広域振興	局 [略]	
[略]		
北上総合支	局 [略]	
	保健福祉環境部	[略]
		保健課
		環境衛生課
	[略]	
一関総合支	局 [略]	
	保健福祉環境部	[略]
	[略]	
[略]		
[略]		
宮古地方振興	局 [略]	
[略]		
岩泉土木事	<b>F</b> 務	[略]
所		道路整備課
		[略]
[略]	·	

### 別表第2

1 広域振興局経営企画部及び総務部、総合支局地域支援部 並びに地方振興局企画総務部の分掌事務(第20条の3、第 20条の9、第20条の12、第22条関係)

	-	分掌で	よる部	3	
分掌事務	広域振興局経営企画部	広域振興局総務部	総合支局地域支援部	地方振興局企画総務部	備考
[略]					
7 局内の行政品	[	[略]			
質の向上に関す					

政品質の向上に		
関すること。		
[略]		
44 一般旅券発給	[略]	県南広域振興局花
申請に基づく書		巻総合支局地域支援
類の受付、一般		部 <u>及び</u> 盛岡地方振興
旅券の交付並び		局企画総務部を除く
に失効旅券の消		0
印及び還付に関		
すること。		
[略]		

備考 [略]

#### 2 [略]

3 広域振興局農林部、総合支局農林部並びに地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部及び林務事務所の分掌事務 (第20条の6、第20条の14、第25条-第28条、第34条関係

		j	分掌。	トる音	ß			
分掌事務	広域振興局農林部	総合支局農林部	地方振興局農政部	地方振興局林務部	地方振興局農林部	地方振興局水産部	備	考
[略]								
61 強い林業・木材	[	[略]						
産業づくり交付金								
事業の推進に関す								
ること。								
[略]								·

備考 [略]

4·5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長(第94条関係)

部局等及び 出納局	室、課及び 所	担当課長
総合政策室	[略]	
	経営評価課	行政品質向上担当課長 政策評価
		担当課長 出資等法人改革担当課
		長
	[略]	
	広聴広報課	[略]

ること。		
[略]		
44 一般旅券発給	[略]	県南広域振興局
申請に基づく書		花巻総合支局地域
類の受付、一般		支援部、盛岡地方
旅券の交付並び		振興局企画総務部
に失効旅券の消		及び釜石地方振興
印及び還付に関		<u>局企画総務部</u> を除
すること。		<.
[略]	•	•

備考 [略]

### 2 [略]

3 広域振興局農林部、総合支局農林部並びに地方振興局農政部、林務部、農林部、水産部及び林務事務所の分掌事務 (第20条の6、第20条の14、第25条-第28条、第34条関係

備考 [略]

4·5 [略]

別表第3 本庁の部局等及び出納局の担当課長(第94条関係)

部局等及び 出納局	室、課及び 所	担当課長
総合政策部	[略]	
	経営評価課	行政経営担当課長 政策評価担当
		課長 出資等法人改革担当課長
	[略]	
	広聴広報課	[略]
	国体推進課	施設担当課長

地域振興部	地域企画室	企画担当課長 管理担当課長 権
		限移譲推進担当課長
	市町村課	[略]
	IT推進課	[略]
	[略]	
環境生活部	[略]	
	資源循環推	廃棄物対策担当課長 資源循環担
	進課	当課長 廃棄物処理モデル施設担
		当課長
	[略]	
[略]		
商工労働観	商工企画室	企画担当課長 管理担当課長 計
光部		<u>量担当課長</u>
	[略]	
[略]		
総務部	[略]	
	予算調製課	予算担当課長
	[略]	
[略]	1	

別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び 別表第4 保健福祉部に属する出先機関の事務局、部、課及び 科(第55条関係)

出先機関	事務局及び部	課	科
岩手県盛岡保		[略]	
<u>健所</u>		医薬予防課	
		健康福祉課	
		児童家庭課	
		障害保健課	
		衛生課	
		環境課	
岩手県北上保		管理福祉課	
健所		環境課	
		保健衛生課	
岩手県花巻保		管理福祉課	
健所		環境衛生課	
		保健課	
[略]			

及び科 (第62条関係)

地域振興部	地域企画室	企画担当課長 管理担当課長 権
		限移譲・振興局再編担当課長
	市町村課	[略]
	NPO·文	文化振興担当課長
	化国際課	
	IT推進課	[略]
	[略]	
環境生活部	[略]	
	資源循環推	廃棄物対策担当課長 資源循環担
	進課	当課長
	[略]	
[略]		
商工労働観	商工企画室	企画担当課長 管理担当課長
光部		
	[略]	
[略]		
総務部	[略]	
	予算調製課	調査担当課長 予算担当課長
	[略]	
[略]		
L		

科 (第55条関係)

出先機関	事務局及び部	課	科
岩手県県央保		[略]	
健所		医療介護課	
		健康推進課	
		児童障害福祉課	
		環境衛生課	
岩手県花巻保		管理福祉課	
<u>健所</u>		<u>保健課</u>	
岩手県北上保		環境衛生課	
<u>健所</u>			
[略]			

別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部、課 別表第5 商工労働観光部に属する出先機関の事務局、部、課 及び科 (第62条関係)

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県立二戸			自動車システ
高等技術専門			ム科 伝統工
校			芸科 建築科
[略]			

別表第6 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室 別表第6 農林水産部に属する出先機関の事務局、部、課、室 、研究室及び科(第78条関係)

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業研	総務部	総務課	
究センター	企画経営情報	企画情報室 農業	
	<u>部</u>	経営研究室	
	農産部	水田作研究室 水	
		稲育種研究室 応	
		用生物工学研究室	
		生産工学研究室	
	園芸畑作部	果樹研究室 野菜	
		畑作研究室 花き	
		研究室 南部園芸	
		研究室	
	生産環境部	環境保全研究室	
		土壌作物栄養研究	
		室 保鮮流通技術	
		研究室	
	病害虫部	病害虫防除課	
		病理昆虫研究室	
畜産研究所		総務課 家畜育種	
		研究室 家畜飼養	
		研究室 家畜工学	
		研究室 飼料生産	
		研究室 外山畜産	
		研究室 種山畜産	
		研究室	
県北農業研		総務課 営農技術	
究所		研究室 産地育成	
		研究室 やませ利	
		用研究室	
岩手県林業技	総務部		
術センター	企画研修部		

出先機関	事務局及び部	課	科
[略]			
岩手県立二戸			自動車システ
高等技術専門			ム科 建築科
校			
[略]			

、研究室及び科(第78条関係)

- 出生機関 - 事務局及び部 課 室及び研究室 科

出先機関	事務局及び部	課、室及び研究室	科
[略]			
岩手県農業研	企画管理部	研究企画室 農業	
究センター		経営研究室 総務	
		課	
	技術部	作物研究室 園芸	
		研究室 南部園芸	
		研究室	
	रु <b>व्या</b> ( चेंट्र नेशर	//	
	環境部	生産環境研究室	
		病理昆虫研究室	
	病害虫防除部	病害虫防除課	
畜産研究所		総務課 家畜育種	
		研究室 家畜飼養	
		•飼料研究室 外	
		山畜産研究室 種	
		山畜産研究室	
県北農業研		総務課 園芸研究	
究所		室 作物研究室	
岩手県林業技	企画総務部		
術センター	研究部		
/	<u> </u>	I	

	森林資源部	
	林産利用部	
「略]		

第91条関係)

名 称	位 置
[略]	
岩手県営屋内温水プール	[略]
<u>岩手県立社会福祉研修所</u>	盛岡市
いわてリハビリテーションセンター	[略]
[略]	

別表第10 附属機関(第93条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県国民健康保険審査	[略]
숝	
感染症診査協議会	[略]
[略]	
岩手県保育士試験委員	[略]
<u>岩手県職業能力開発審</u>	職業能力開発促進法(昭和44年法
<u>議会</u>	律第64号)第91条第2項の規定によ
	る職業能力開発計画その他職業能力
	の開発に関する重要事項の調査審議
	及びこれらに関し必要と認める事項
	の関係行政機関に対する建議に関す
	<u>ること。</u>
岩手県森林審議会	[略]
岩手県農業共済保険審議	[略]
<u>会</u>	

	研修部_	
[略]		

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設( 別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設( 第91条関係)

名 称	位 置
[略]	
岩手県営屋内温水プール	[略]
いわてリハビリテーションセンター	[略]
[略]	

別表第10 附属機関(第93条関係)

法律又はこれに基づく政令によるもの

法律又はこれに基づく政令によるもの		
名 称	所掌事務	
[略]		
岩手県国民健康保険審査	[略]	
会		
岩手県後期高齢者医療審	高齢者の医療の確保に関する法律	
<u> 査会</u>	(昭和57年法律第80号) 第128条第 1	
	項の規定による後期高齢者医療給付	
	に関する処分(被保険者証の交付の	
	請求又は返還に関する処分を含む。	
	) 又は保険料その他同法第4章の規	
	定による徴収金(市町村及び後期高	
	齢者医療広域連合が徴収するものに	
	限る。)に関する処分に対する不服	
	の審査に関すること。	
感染症診査協議会	[略]	
[略]		
岩手県保育士試験委員	[略]	
岩手県森林審議会	[略]	
岩手県農業共済保険審査	[略]	
<u>会</u>		
I	I	

[略]	
岩手県建設工事紛争審査	[略]
会	
岩手県水防協議会	水防法(昭和24年法律第193号)
	第8条第1項及び第2項の規定によ
	る水防計画その他水防に関する重要
	事項の調査審議及び関係機関に対す
	る意見の陳述に関すること。
岩手県都市計画審議会	[略]
[略]	
岩手県地方港湾審議会	[略]
岩手県私立学校審議会	[略]
[略]	

# 条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県社会貢献活動支援	社会貢献活動の支援に関する条例
審議会	(平成10年岩手県条例第20号) <u>第16</u>
	<u>条</u> の規定により、社会貢献活動の支
	援に関する重要事項を調査審議する
	こと。
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県障害者介護給付等	岩手県障害者介護給付費等不服審

[略]	
岩手県建設工事紛争審査	[略]
会	
岩手県都市計画審議会	[略]
[略]	
岩手県地方港湾審議会	[略]
岩手県公益認定等審議会	公益社団法人及び公益財団法人の
	認定等に関する法律(平成18年法律
	第49号)第50条第1項の規定並びに
	一般社団法人及び一般財団法人に関
	する法律及び公益社団法人及び公益
	財団法人の認定等に関する法律の施
	行に伴う関係法律の整備等に関する
	法律(平成18年法律第50号)第138条
	第1項の規定によりその権限に属せ
	られた事項の処理に関すること。
岩手県私立学校審議会	[略]
[略]	

# 条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	
岩手県社会貢献活動支援	社会貢献活動の支援に関する条例
審議会	(平成10年岩手県条例第20号) <u>第15</u>
	<u>条</u> の規定により、社会貢献活動の支
	援に関する重要事項を調査審議する
	こと。
[略]	
保健所運営協議会	[略]
岩手県ひとにやさしいま	ひとにやさしいまちづくり条例 (
ちづくり推進協議会	平成19年岩手県条例第74号)第35条
	の規定により、ひとにやさしいまち
	づくりの推進に関し調査審議し、及
	び同条例の実施に関し知事に意見を
	述べること。
岩手県障害者介護給付費	障害者自立支援法(平成17年法律

不服審査会	查会条例(平成18年岩手県条例第16		等不服審査会	第123号)第98条第1項の規定によ
	号)第1条の規定により、市町村の			る市町村の介護給付費等に係る処分
	介護給付費等に係る処分に対する不			
	服の審査に関すること。			
[略]	<u> </u>		[略]	<u> </u>
岩手県特定大規模集客施	特定大規模集客施設の立地の誘導		岩手県特定大規模集客施	特定大規模集客施設の立地の誘導
設立地誘導審議会	等に関する条例(平成19年岩手県条		設立地誘導審議会	等に関する条例(平成19年岩手県条
	例第75号)第16条の規定により広域			   例第75号) 第16条の規定により <u>、</u> 広
	的な見地による特定大規模集客施設			域的な見地による特定大規模集客施
	の適切な地域への立地の誘導に関し			設の適切な地域への立地の誘導に関
	調査審議し、及び同条例の実施に関			し調査審議し、及び同条例の実施に
	し知事に意見を述べること。			関し知事に意見を述べること。
岩手県農村地域工業等導	[略]		岩手県農村地域工業等導	[略]
入促進対策審議会			入促進対策審議会	
			岩手県職業能力開発審議	職業能力開発促進法(昭和44年法
			<u>会</u>	律第64号)第91条第2項の規定によ
				る職業能力開発計画その他職業能力
				の開発に関する重要事項の調査審議
				及びこれらに関し必要と認める事項
				の関係行政機関に対する建議に関す
				<u>ること。</u>
岩手県農政審議会	[略]		岩手県農政審議会	[略]
岩手県水産審議会	[略]		岩手県水産審議会	[略]
			岩手県水防協議会	水防法(昭和24年法律第193号)
				第8条第1項及び第2項の規定によ
				る水防計画その他水防に関する重要
				事項の調査審議及び関係機関に対す
				<u>る意見の陳述に関すること。</u>
岩手県景観形成審議会	[略]		岩手県景観形成審議会	[略]
[略]			[略]	
岩手県特別職報酬等審議	岩手県特別職報酬等審議会条例(		岩手県特別職報酬等審議	岩手県特別職報酬等審議会条例(
会	昭和39年岩手県条例第63号)第1条		会	昭和39年岩手県条例第63号)第1条
	の規定により、議会の議員の報酬の			の規定により、議会の議員の報酬の
	額並びに知事、副知事及び出納長の			額並びに知事及び副知事の給料の額
	給料の額について審議すること。			について審議すること。
[略]			[略]	
L		·   '		

備考 改正部分は、下線の部分である。

第2条 岩手県知事部局行政組織規則の一部を次のように改正する。

 (地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 [略]

2~5 「略]

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

定住交流担当の分掌事務

(1) [略]

第91条関係)

名 称	位 置
県民活動交流センター	[略]
岩手県営屋内温水プール	[略]
[略]	

(地域振興部の分課及びその分掌事務)

第7条 [略]

2~5 「略]

6 地域振興支援室の分掌事務は、次のとおりとする。

「略]

定住交流担当の分掌事務

- (1) [略]
- (2) いわて体験交流施設の管理に関すること。

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設( │別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設( 第91条関係)

名 称	位 置
県民活動交流センター	[略]
平庭高原自然交流館	<u> 久慈市</u>
岩手県営屋内温水プール	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

第3条 岩手県知事部局行政組織規則の一部を次のように改正する

NOW 11 1 1/1/10 1/1/10 11 1/1/10 11		
改正前	改正後	
(地域振興部の分課及びその分掌事務)	(地域振興部の分課及びその分掌事務)	
第7条 [略]	第7条 [略]	

2 · 3 [略]

4 NPO・文化国際課の分掌事務は、次のとおりとする。 「略〕

文化振興担当の分掌事務

 $(1)\sim(5)$  「略]

5・6 「略]

第91条関係)

名 称	位 置
県民活動交流センター	[邮各]
平庭高原自然交流館	[略]
[略]	

別表第10 附属機関(第93条関係)

[略]

条例によるもの

名 称	所掌事務
[略]	

2 · 3 [略]

4 NPO・文化国際課の分掌事務は、次のとおりとする。 「略]

文化振興担当の分掌事務

 $(1)\sim(5)$  「略]

(6) 文化芸術振興審議会に関すること。

5 • 6 [略]

別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設( │別表第9 知事が管理し、又は管理を行わせている公の施設( 第91条関係)

名 称	位置
県民活動交流センター	[略]
平庭高原体験学習館	岩手郡葛巻町
平庭高原自然交流館	[略]
[略]	<u>.</u>

別表第10 附属機関(第93条関係)

[略]

条例によるもの

名 称	所掌事務		
[略]			

岩手県社会貢献活動支援	[略]
審議会	
岩手県消費生活審議会	[略]
[略]	

岩手県社会貢献活動支援	[略]
審議会	
岩手県文化芸術振興審議	岩手県文化芸術振興基本条例(平
<u>会</u>	成20年岩手県条例第5号)第21条の
	規定により、文化芸術の振興に関す
	<u>る基本的事項及び同条例の規定によ</u>
	りその権限に属せられた事項並びに
	その他文化芸術の振興に関し必要な
	事項を調査審議すること。
岩手県消費生活審議会	[略]
[略]	

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成 20 年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は同月8日から、第3条の規定は同年5月1日から施行する。
- 2 公有財産の所管及び分掌の特例に関する規則(昭和39年岩手県規則第41号)の一部を次のように改正する。

	改正前				改正後		
別	別表第3(第3条関係)			5	別表第3(第3条関係)		
	合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者		合同庁舎等の名称	出先機関等	管理を分掌する者
	盛岡地区合同庁舎	[略]	[略]		盛岡地区合同庁舎	[略]	[略]
		岩手県盛岡保健所				岩手県県央保健所	
		[略]				[略]	
	[略]				[略]		
				'			
備	備考 改正部分は、下線の部分である。						